

企業価値担保権 施行まで1年 認知度は3割超に上昇

国や金融機関から制度に対する
十分な説明継続が必須

四国地区・企業価値担保権に対する企業の意識調査(2025年4月)



本件照会先

須賀原 欣彦、道田 祐一
株式会社帝国データバンク 高松支店
TEL:087-851-1571
FAX:087-851-3837

発表日

2025/06/13

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。
当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

SUMMARY

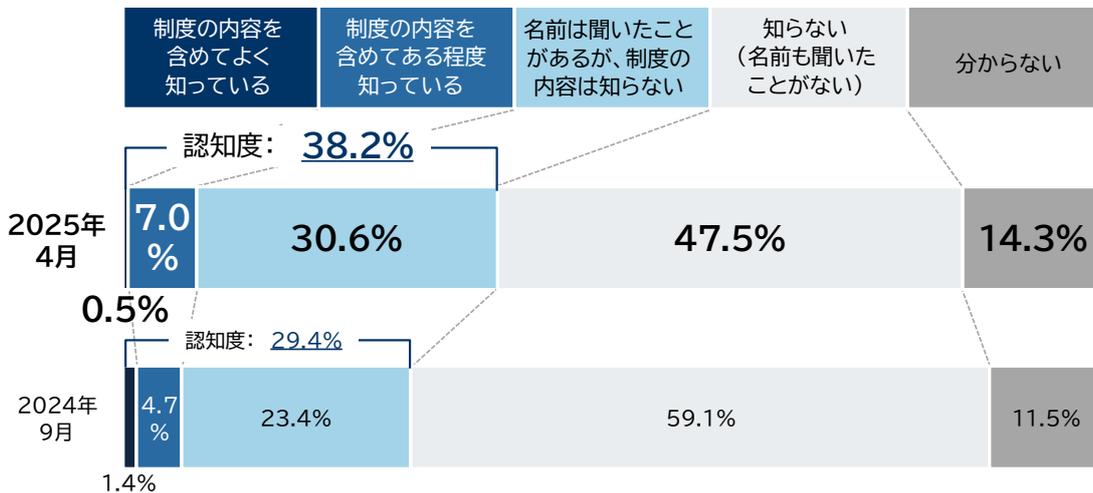
四国地区の企業における企業価値担保権の認知度は38.2%と前回調査(2024年9月)より8.8ポイント上昇。ただし、半数近くの企業に認知されていない状況が続いた。活用意向のある企業は33.0%で、「事業性に着目した評価」を理由とする企業が多い一方で、「既存の融資」「自己資本」で十分といった理由で活用意向のない企業は23.9%だった。制度の周知不足や金融機関による評価の難しさなどの課題があり、今後の制度の詳細設計や普及に向けた取り組みが重要となる。

※株式会社帝国データバンク高松支店は、四国地区に本社が所在する1196社を対象に「企業価値担保権」に関するアンケート調査を実施した。なお、企業価値担保権に関する企業の意識調査は、2024年9月に実施し今回で2回目
調査期間:2025年4月16日~4月30日(インターネット調査)
調査対象:四国地区に本社が所在する1196社、有効回答企業数は385社(回答率32.2%)

認知度は 38.2%に上昇も、 「知らない」企業が依然として半数近くを占める

企業価値担保権の認知状況について四国地区の企業に尋ねたところ、認知度は 38.2%（前回調査 29.4%）と前回調査より 8.8 ポイント上昇し、4 割弱の企業が制度を認識していた。その内訳は、「制度の内容を含めてよく知っている」が 0.5%（同 1.4%）、「制度の内容を含めてある程度知っている」が 7.0%（同 4.7%）、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」が 30.6%（同 23.4%）だった。他方、「知らない（名前も聞いたことがない）」とする企業は 47.5%（同 59.1%）で、半数近くの企業が知らない状況となった。

企業価値担保権の認知度（上段：2025年4月、下段：2024年9月）



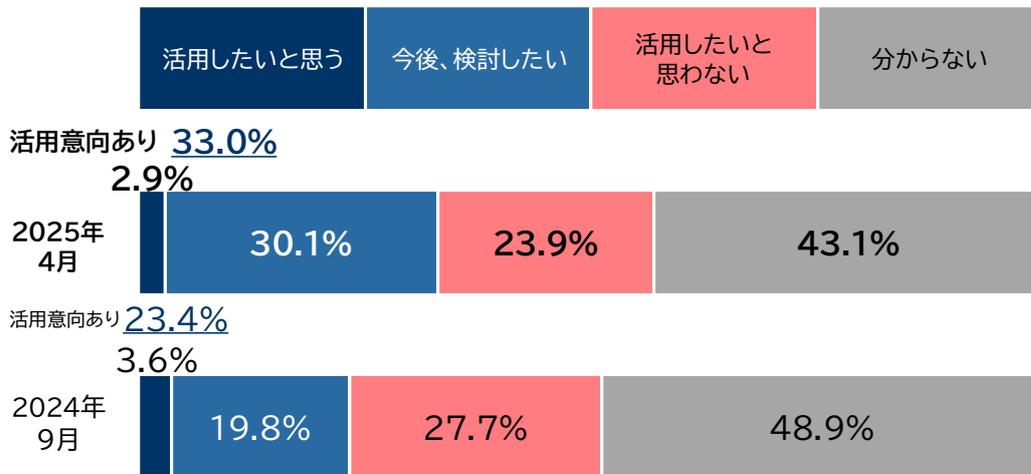
注1：2025年4月調査の母数は385社、2024年9月調査は364社
注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

『活用意向あり』企業は 3 割強

自社において金融機関から融資を受ける際に、企業価値担保権を活用したいか四国地区の企業に尋ねたところ、「活用したいと思う」は 2.9%（前回調査 3.6%）、「今後、検討したい」は 30.1%（同 19.8%）で、両者を合計した『活用意向あり』企業は 33.0%（同 23.4%）だった。前回調査よりやや増加がみられ、企業からは「この制度を機に多くの企業が誕生して、業界全体が賑わうことを願いたい」（農・林・水産、香川県）や「今後の会社の成長のためには必要な手段の一つとして、検討したい」（卸売、愛媛県）などの前向きな声が寄せられた。他方、「活用したいと思わない」は 23.9%（同 27.7%）で、企業間で見解が分かれた。

また、「分からない」が 43.1%（同 48.9%）と依然として 4 割以上を占めており、認知度の低さがこうした結果に結びついていると考えられる。

企業価値担保権の活用意向(上段:2025年4月、下段:2024年9月)



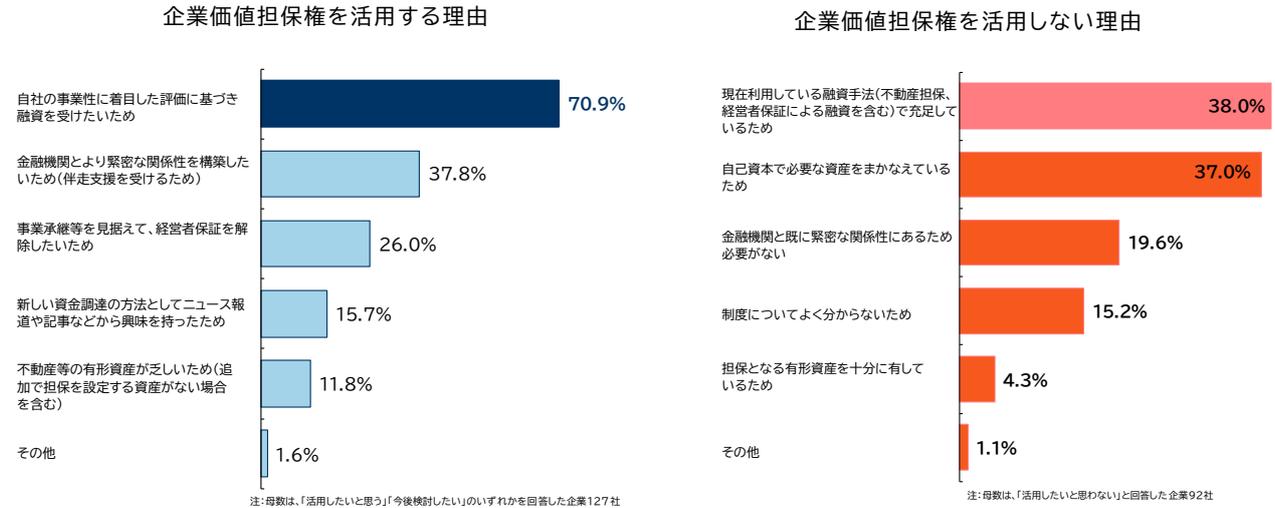
注1:2025年4月調査の母数は385社、2024年9月調査は364社
注2:小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

活用理由「事業性に着目した評価」がトップ、 「既存の融資」「自己資本」で十分といった意向も根強い

企業価値担保権を活用する意向のある四国地区の企業に対してその理由を尋ねたところ、「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたいため」とする企業が70.9%と突出して高かった。企業からは「安易な起業家のやり逃げにつながらないような、責任感はしっかり担保した形での融資形態になってほしい」(サービス、愛媛県)といった声が聞かれた。以下、「金融機関とより緊密な関係性を構築したいため(伴走支援を受けるため)」(37.8%)、「事業承継等を見据えて、経営者保証を解除したいため」(26.0%)が2割以上で続いた。

他方、企業価値担保権を活用したいと思わない四国地区の企業に対してその理由を尋ねたところ、38.0%の企業が「現在利用している融資手法(不動産担保、経営者保証による融資を含む)で充足しているため」と回答し最も高かった。次いで、「自己資本で必要な資産をまかなえているため」が37.0%、「金融機関と既に緊密な関係性にあるため必要がない」が19.6%で続いた。企業からは「結局、担保権と言う名前に抵抗感があり、経営が悪くなると銀行から債権と株式の交換を求められたり、行員の役員出向を受け入れさせられたりするイメージがある」(サービス、愛媛県)や「現在の企業価値および将来的な潜在的な企業価値を評価する必要があると思うが、実際にその評価ができるのか。数値を見ているだけでわかるのかという疑問がある」(不動産、愛媛県)などの意見があがった。

企業価値担保権の活用意向別の理由



企業価値担保権、2026年春施行へ新たな資金調達手法に期待と課題

企業価値担保権は、不動産担保や経営者保証に過度に依存しない新たな資金調達手法として注目され、2026年春頃の施行が予定されている。事業者の将来キャッシュフローや無形資産を担保にできる点が特徴であり、企業の総合的な価値に基づく資金調達や、金融機関による経営改善支援が期待されている。

しかし、その認知度は上昇基調にあるものの、四国地区でも現状では38.2%にとどまり、活用意向も3割強と限定的である。活用したい理由としては、「事業性に着目した評価」が最も多い一方で、「既存の融資で十分」「自己資本で充足」といった理由から活用しない考えを持つ企業も少なくない。また、金融機関による評価の難しさや担保価値の変動性、既存担保との関係、企業側の準備負担、情報開示の必要性などといった点も施行に向けて考慮すべきであろう。国や金融機関からのさらなる制度の具体的な内容周知も必要といえる。制度への期待がある一方で、多くの企業が認知していない現状を踏まえ、今後の制度の詳細設計や全国の地域金融機関や商工会議所などを通じた普及に向けた取り組みが重要となる。

■企業価値担保権の認知度

(構成比%、カッコ内社数)

	制度の内容を含めてよく知っている	制度の内容を含めてある程度知っている	名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない	知らない (名前も聞いたことがない)	分からない	合計	
全国	0.6 (61)	6.9 (745)	27.6 (2,961)	50.7 (5,448)	14.2 (1,520)	100.0 (10,735)	
四国	0.5 (2)	7.0 (27)	30.6 (118)	47.5 (183)	14.3 (55)	100.0 (385)	
大企業	2.0 (1)	10.0 (5)	36.0 (18)	36.0 (18)	16.0 (8)	100.0 (50)	
中小企業	0.3 (1)	6.6 (22)	29.9 (100)	49.3 (165)	14.0 (47)	100.0 (335)	
うち小規模	0.0 (0)	6.9 (9)	29.0 (38)	55.0 (72)	9.2 (12)	100.0 (131)	
建設	0.0 (0)	5.3 (4)	33.3 (25)	52.0 (39)	9.3 (7)	100.0 (75)	
不動産	0.0 (0)	0.0 (0)	36.4 (4)	63.6 (7)	0.0 (0)	100.0 (11)	
製造	1.1 (1)	5.5 (5)	29.7 (27)	48.4 (44)	15.4 (14)	100.0 (91)	
卸売	0.0 (0)	7.4 (6)	33.3 (27)	48.1 (39)	11.1 (9)	100.0 (81)	
小売	0.0 (0)	15.0 (6)	22.5 (9)	37.5 (15)	25.0 (10)	100.0 (40)	
運輸・倉庫	0.0 (0)	0.0 (0)	23.1 (3)	53.8 (7)	23.1 (3)	100.0 (13)	
サービス	0.0 (0)	3.2 (2)	31.7 (20)	46.0 (29)	19.0 (12)	100.0 (63)	
従業員数別	5人以下	0.0 (0)	5.7 (5)	31.0 (27)	52.9 (46)	10.3 (9)	100.0 (87)
	6人～20人	0.0 (0)	6.0 (6)	27.0 (27)	54.0 (54)	13.0 (13)	100.0 (100)
	21人～50人	1.1 (1)	4.6 (4)	24.1 (21)	52.9 (46)	17.2 (15)	100.0 (87)
	51人～100人	0.0 (0)	9.5 (4)	45.2 (19)	33.3 (14)	11.9 (5)	100.0 (42)
	101人～300人	0.0 (0)	8.0 (4)	40.0 (20)	30.0 (15)	22.0 (11)	100.0 (50)
	301人～1,000人	6.7 (1)	20.0 (3)	26.7 (4)	33.3 (5)	13.3 (2)	100.0 (15)
	1,000人超	0.0 (0)	25.0 (1)	0.0 (0)	75.0 (3)	0.0 (0)	100.0 (4)
徳島	0.0 (0)	7.9 (6)	26.3 (20)	50.0 (38)	15.8 (12)	100.0 (76)	
香川	0.8 (1)	5.9 (7)	31.9 (38)	48.7 (58)	12.6 (15)	100.0 (119)	
愛媛	0.8 (1)	4.5 (6)	35.3 (47)	46.6 (62)	12.8 (17)	100.0 (133)	
高知	0.0 (0)	14.0 (8)	22.8 (13)	43.9 (25)	19.3 (11)	100.0 (57)	

注1: 網掛けは、『四国』以上を表す

注2: 母数は、有効回答企業385社

企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分

業界	大企業	中小企業(小規模企業含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または「従業員300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1: 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2: 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3: 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング